

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第29号

大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等に関する特例を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大和市立病院の会計年度任用職員の報酬等の支給について、大和市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和2年大和市規則第12号。以下「報酬規則」という。）の特例を定めるものとする。

(大和市立病院の会計年度任用職員の職及び報酬の額)

第2条 条例第4条第1項及び第2項の規定により報酬を受ける大和市立病院の会計年度任用職員の職及び報酬の額は、別表のとおりとする。

(電子情報処理システムによる処理)

第3条 この規則の規定により行うこととされる確認、報告その他の手続について、大和市立病院の職員の勤務等の管理に関する事務を行うための電子情報処理システム（以下「システム」という。）を利用することができるときは、原則としてシステムにより行うものとする。

2 この規則の規定により作成することとされている書類については、システムにより作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）をもって代えることができる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

番号	会計年度任用職員の種類		報酬の額（時間額）
1	保育士（園長）		円 1, 4 1 5
2	保育士（主任）		1, 2 3 1
3	託児室保育士		1, 1 6 0
4	託児室栄養士		1, 1 6 0
5	託児室補助員		1, 1 5 0
6	託児室調理補助員		1, 0 1 8
7	病院督励徴収員		1, 0 1 8
8	病院営繕作業員		1, 2 4 0
9	薬剤補助員	初級	1, 0 1 8
	放射線補助員	中級	1, 0 4 7
	検査補助員	上級	1, 0 8 2
	理学療法補助員		
1 0	医療事務員	初級	1, 2 3 1
		中級	1, 2 7 5
		上級	1, 3 2 1
1 1	病院設備技術員	初級	1, 3 2 1
		中級	1, 3 6 8
		上級	1, 4 1 5
1 2	看護補助員（日勤）	初級	1, 0 4 7
		中級	1, 0 8 2
		上級	1, 1 2 1
1 3	看護補助員（夜勤）	初級	1, 5 1 8
		中級	1, 5 5 7
		上級	1, 5 9 5
1 4	病院調理補助員	初級	1, 0 8 2
		中級	1, 1 2 1
		上級	1, 1 6 0

1 5	医師事務補助者	初級	1, 0 1 8
		中級	1, 0 4 7
		上級	1, 0 8 2
1 6	診療情報管理士	初級	1, 3 2 1
		中級	1, 3 6 8
		上級	1, 4 1 5
1 7	診療情報管理士（がん登録中級認定者）		1, 5 0 9
1 8	医療相談員（MSW）	初級	1, 4 6 1
		中級	1, 5 0 9
		上級	1, 5 5 1
1 9	病院調理師	初級	1, 4 9 1
		中級	1, 5 1 3
		上級	1, 5 3 3
2 0	病院薬剤師	初級	1, 7 6 2
		中級	1, 7 9 2
		上級	1, 8 2 4
2 1	病棟薬剤師	初級	2, 2 0 0
		中級	2, 2 2 8
		上級	2, 2 4 9
2 2	病院歯科衛生士	初級	1, 4 0 1
	病院管理栄養士	中級	1, 4 4 3
	病院診療放射線技師 病院臨床検査技師	上級	1, 4 8 5
2 3	病院視能訓練士	初級	1, 5 2 5
	病院臨床工学技士	中級	1, 5 6 1
		上級	1, 5 9 6
2 4	病院理学療法士	初級	1, 6 6 3
	病院作業療法士	中級	1, 6 9 2
		上級	1, 7 2 9

25	病院助産師（日勤）	初級	1,652
		中級	1,678
		上級	1,702
26	病院助産師（夜勤）	初級	2,833
		中級	2,872
		上級	2,912
27	病院看護師（日勤）	初級	1,618
		中級	1,652
		上級	1,678
28	病院看護師（夜勤）	初級	2,791
		中級	2,833
		上級	2,872

備考

- この表において「初級」とは、大和市立病院における勤務年数が3年未満の場合をいい、「中級」とは、当該勤務年数が3年以上5年未満の場合をいい、「上級」とは、当該勤務年数が5年以上の場合をいう。
- この表の規定にかかわらず、第26号に掲げる病院助産師（夜勤）が通し夜勤（午後4時30分から翌日午前9時までの勤務をいう。以下同じ。）を行う場合の報酬の額（時間額）は2,978円とし、第28号に掲げる病院看護師（夜勤）が通し夜勤を行う場合の報酬の額（時間額）は2,944円とする。